

令和8年(2026年)度

いじめ防止基本方針



豊里学園つくば市立沼崎小学校

1 「いじめ」に関する共通理解事項

《「いじめ」の定義》

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

《「いじめ」に該当する具体的な内容》

いじめに該当すると思われる内容は、大きく4つの面から捉えることができる。

- ① 肉体的苦痛を与えるもの
殴る、蹴る、小突く、物をぶつける、倒す、閉じ込める、たたく、髪の毛を引っ張る、水や泥をかける、プロレスごっこの強要、つねる、けんかをさせる、火を押し付ける、えんぴつやコンパス・画鋏などを突き刺す 等
- ② 精神的苦痛を与えるもの
ア. 無視 話しかけない、返事をしない 等
イ. 嫌がらせ 物を隠す、汚す、壊す、冷やかす、からかう、嫌がるあだ名で呼ぶ、落書きをする、悪いうわさを流す、いたずら電話をする、使い走りをする、質問を強要する、発言に故意に反論する、親切の押し付けをする、携帯やパソコンから悪質なメールを送る 等
ウ. 言葉によるもの 相手の嫌がる言葉で攻撃する
(キモイ、ウザイ、デブ、バイキン、ブタ、ブサイク、不潔、死ね、消えろ・・・ 等)
エ. 仲間外れ 集団に入れない、そばに近寄らない、一緒に行動を取らせない、みんなでにらむ、暴言を吐く 等
- ③ 犯罪行為
金品の強要、万引きや窃盗の強要暴力(殴る・蹴る)、けがを負わせる 等
- ④ 性的ないじめ
服を脱がす、抱きつかせる、性的行為の強要 等

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。

いじめの認知は、いじめの
解消に向けた第一歩

認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数が多い少ないではなく、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが大切

- ・自分が担当する学級、授業、クラブ活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。
- ・児童の行為が犯罪行為として認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

【悪質ないじめ】 警察に通報すべき19の具体例 ～文部科学省の通知より～

1. ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする【暴行:刑法第208条】
2. 無理やりズボンを脱がす【暴行:刑法第208条】
3. 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる
【傷害:刑法第204条】
4. 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る【強制わいせつ:刑法第176条】
5. 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる【恐喝:刑法第249条】
6. 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる【恐喝:刑法第249条】
7. 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む【窃盗:刑法第235条】
8. 財布から現金を盗む【窃盗:刑法第235条】
9. 自転車を壊す【器物損壊等:刑法第261条】
10. 制服をカッターで切り裂く【器物損壊等:刑法第261条】
11. 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる
【強要:刑法第223条】
12. 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す【脅迫:刑法第222条】
13. 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い不細工などと悪口を書く【名誉毀損、侮辱:刑法第230条、231条】
14. 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した【自殺関与:刑法第202条】
15. 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる【児童ポルノ提供等※1】
16. 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する【児童ポルノ提供等※1】
17. 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する
【児童ポルノ提供等※1】
18. 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している【児童ポルノ提供等※1】
19. 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する【私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)※2】

※1 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条

※2 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条

(参考) [いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について\(通知\)](#)

2 未然防止のための取り組み ～いじめの起こりにくい学校にするために～

- ・ 児童のよさを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学校、学級経営にあたる。
- ・ 校長のリーダーシップの下、全教職員が生徒指導についての共通理解を図り、共通実践を行う。
- ・ 小さな問題行動であっても、見過ごすことなく、学校全体として適切、かつ毅然とした指導を行う。
- ・ 教職員が、児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

○ 学級経営の充実

- ・ 児童の自発的・自治的活動を保障する。
(自己有用感をもちながら、委員会や係活動、学校行事に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気づくり)
- ・ 規律と活気のある学級集団づくりをする。
(時と場に応じた正しい言葉遣いができる集団づくり)
- ・ 人権意識に欠けた言葉遣いや行動には毅然と指導する。
(相手を傷つける言動への毅然とした指導、相手意識の醸成)
- ・ 心が安定する環境づくりを進める。
(教室・廊下・トイレ等の整理整頓、人間関係を考慮した座席の配慮等)

○ 授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童の学びを保障する。
- ・ 児童が互いの考えを交流して「豊かな表現力」を育む授業を工夫する。

○ 道徳において

- ・ いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

○ 学級活動において

- ・ 話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手立てについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

○ 学校行事において

- ・ 児童が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、開催する。

○ 委員会、異学年交流において

- ・ 中、高学年がリーダーシップを発揮して、よりよい学校づくりを進める。
- ・ 校内の規律、環境を児童の手で作りに上げる。
- ・ 小中連携の委員会活動を通して、いじめ撲滅運動を行う。

○ 家庭や地域との連携

- ・ いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

3 早期発見のための取り組み

○ 複数の教員の目による日常の交流を通じた発見に努める

- ・ 多くの教師が様々な教育活動をとおして、児童に関わることにより発見の機会を多くする。
- ・ 休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、すずらんルーム支援員にも、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう。

○ アンケート等の調査を計画的に行う

- ・ 「学校生活アンケート」、「いじめ実態調査」を定期的実施する。
- ・ 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」により、気になる児童を早期発見する。
- ・ アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

○ 教育相談による把握

- ・ 担任による定期的な面談を実施する。
- ・ 必要に応じて、担任以外（養護教諭、スクールカウンセラー等）でも相談ができる体制をとる。
- ・ 面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等専門的な立場からの助言を得る。

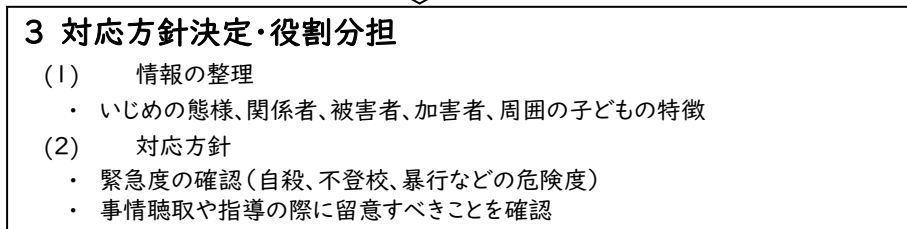
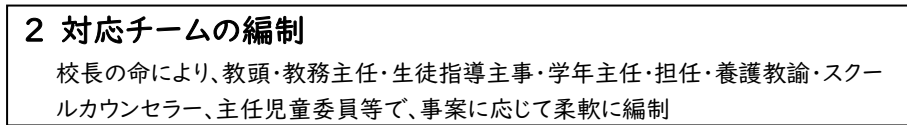
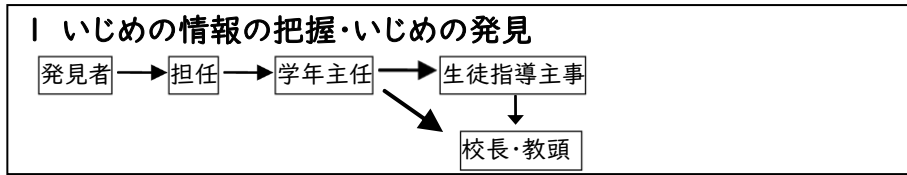
○ 保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- ・ いじめ問題に対する学校の考えや取組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・ 家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。

○ その他

- ・ 校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。
- ・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーや外部機関との連絡調整を行う。
- ・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・ 学園内小中学校との情報交換を定期的に行う。

4 問題への対応(いじめ発見から解決までの取り組み)



4 事実の究明 ~被害者→周囲の児童→加害者の順で~
 〈確認すること〉

- ①いつ頃からいじめられているのか? ②どんな時に? どこで? ③どんな方法で?
- ④1対1? 複数? グループ? 命令者は? ⑤きっかけは?

○いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

○安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。

○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。

○情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

○聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

×いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。

×注意、叱責、説教だけで終わること。

×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

×ただ単に謝ることだけで終わらせること。

×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 関係機関との連携

- 医療機関=被害者の心身の外傷
- 警察=暴行傷害・恐喝等の事件の発生
- 市教育委員会・教育相談センター=報告と対応方針の相談
→市長への報告

5 被害者への対応

- ◎共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるような支援を継続する。

5 加害者への対応

- ◎いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させる。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。

5 他の児童への対応

- ◎いじめは、学級や学年等集団全体の問題とし、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を先生などに告げることは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることを理解させ、被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向け話し合わせるなどし、活動を支援する。

6 保護者への対応

《被害者の保護者へ》

- 家庭訪問を行い事実を正確に伝え、徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

《加害者の保護者へ》

- 家庭訪問を行い事実と経過を伝え、その場で児童に事実の確認をする。
- 相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ×保護者への批判的言動や非難はしない。

【解消と再発防止】

○いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。加害者に対しては、適切な指導とともに、継続的な見守り、再発の防止に努める。

【同種事態の発生防止】

○当該事態の事実と真摯に向き合い、対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

5 重大事態への対処

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

(1) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(2) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

(3) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(4) 加害者対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

(6) 市長への報告

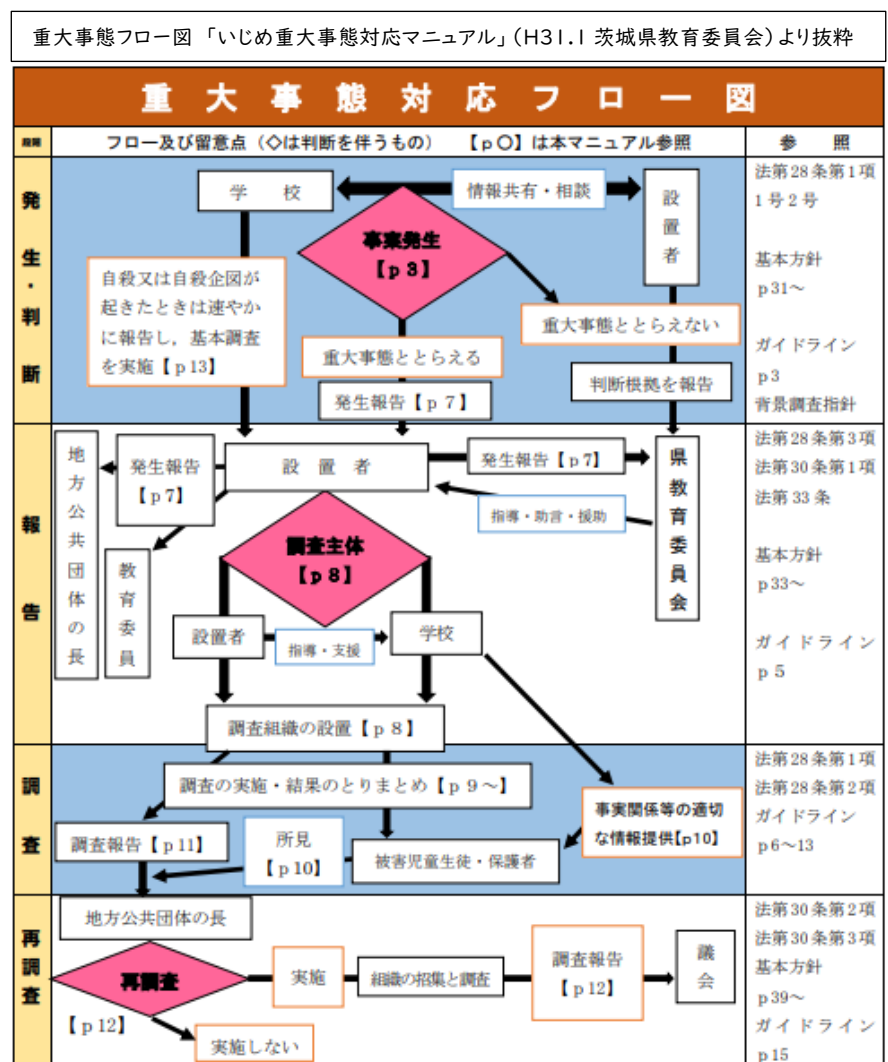
上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

(7) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるとともに、適切な学習に関する支援等を行う。加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

(8) 同種事態の発生防止

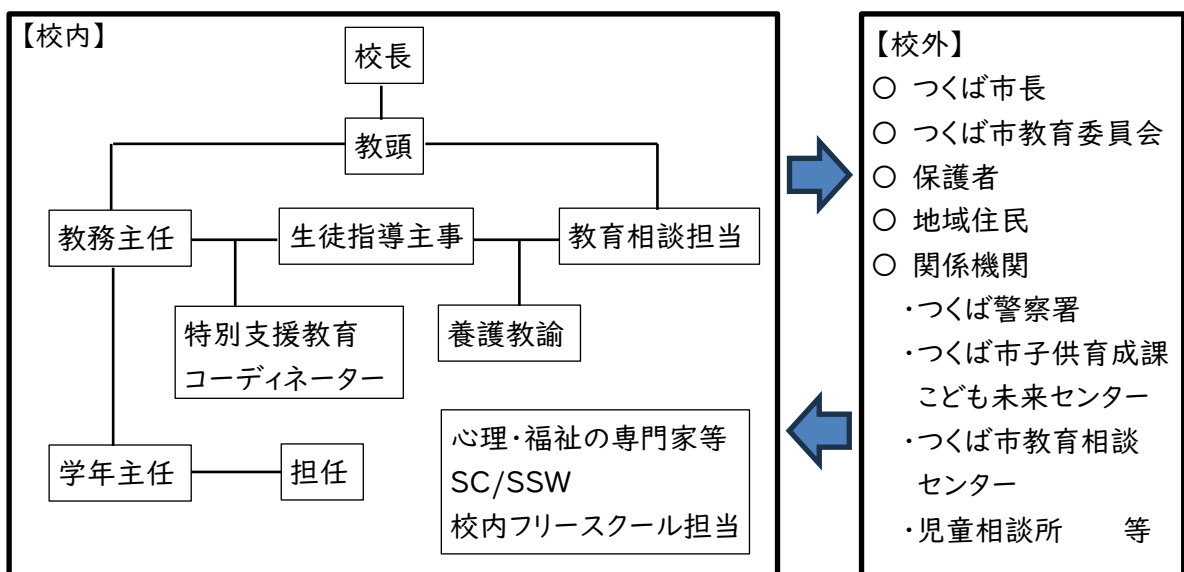
当該事態の事実に基づき、同種の事態の発生を防止する。



※ 市町村教育委員会から県教育委員会への報告は、「調査」「再調査」の各段階においても適時行うものとする。

6 いじめ防止対策組織と年間計画

- ・ いじめ問題の取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめゼロ」を目指し、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- ・ 定期的に「いじめ対策委員会」を実施(月1回)するとともに、情報集約は日常的に行う。
- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター(必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内フリースクール担当)で構成する。〈別表1〉
- ・ 生徒指導部会や学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取り組みについて協議する。
- ・ 緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時で開く。
- ・ いじめ防止対策委員会での会議結果を全職員へ周知する。



〈別表1〉

沼崎小学校いじめ防止対策委員会	
委員長	校長
委員	教頭 教務主任 各学年主任 生徒指導主事 養護教諭 特別支援教育コーディネーター スクールカウンセラー(SC) スクールソーシャルワーカー(SSW) 校内フリースクール担当

◇いじめ未然防止のための年間計画予定表◇

月	教職員の活動			児童の活動		
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動	児童会活動	小中一貫教育
4	○全体計画の検討 ○会議①	○いじめに対する共通理解 ○配慮を要する児童の共通理解		○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり	○1年生を迎える会	
5	○会議②	○道徳授業研 ○年間計画の見直し	○配慮を要する児童の情報共有 ○教育相談	○話し合い「学級の諸問題について」	○挨拶運動の奨励	○学園合同挨拶運動
6	○会議③	○学校生活アンケート分析と活用 ○チーム支援会議	○学校生活アンケート実施	○ソーシャルスキルトレーニング実施 ○SOSの出し方に関する教育		
7	○会議④	○個別面談について	○個別面談		○児童集会	
8	○会議⑤	○教育相談、特別支援教育研修 (外部講師による)				
9	○会議⑥	○チーム支援会議	○いじめに関するアンケート実施	○人権教室	○挨拶運動の奨励 ○児童集会	○道徳の学園共通資料の実践
10	○会議⑦	○チーム支援会議	○前期相談内容のまとめ	○行事を通じた人間関係づくり	○運動会	
11	○会議⑧	○チーム支援会議 ○アンケート分析 ○いじめ対応研修	○学校生活アンケート ○教育相談		○いじめ防止集会	○学園合同挨拶運動
12	○会議⑨				○児童集会	
1	○学校評価からの見直し ○会議⑩	○チーム支援会議	○いじめに関するアンケートの実施			
2	○会議⑪	○評価と次年度の課題	○教育相談 ○個別面談			
3	○評価と次年度計画のまとめ ○会議⑫		○相談内容のまとめ	○1年間の振り返りと次年度への展望	○6年生を送る会 ○反省と次年度の計画	○評価と次年度の計画

<別表 2> いじめ相談・通報窓口

・つくば市立沼崎小学校

所在地：つくば市沼崎 1650
電話：029-847-2304（平日 8:10～16:30）
メール：numa01@tkb.ed.jp

・いじめ悩み相談対応室（つくば市教育局学び推進課内）

日時：面接 月曜～金曜 9:00～17:00
電話 月曜～金曜 9:00～17:00
所在地：つくば市研究学園 1-1-1
電話：029-883-1283

・つくば市教育相談センター

日時：面接 月曜～金曜 9:00～16:30
電話 月曜～金曜 9:30～16:20
所在地：つくば市沼田 40-2
電話：029-866-2211

・茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター

日時：電話 月～金 9:00～17:00
Eメール及びHP 書き込み 24 時間
所在地：土浦市真鍋 5-17-26
電話：029-823-6770
メール：kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp

・子どもホットライン（茨城県教育委員会）

日時：電話・FAX・Eメール 24 時間
ただし、上記のいずれの相談も 12/29～1/3 を除く
所在地：水戸市笠原町 978-6
電話：029-221-8181 FAX：029-302-2166
メール：kodomo@edu.pref.ibaraki.jp
HP：<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index.html>

・子どもの教育相談（茨城県教育研修センター）

電話相談：電話 0296-71-3870 月曜～金曜 8:30～20:00
土曜 8:30～17:00
ただし、上記のいずれの相談も 12/29～1/3 を除く
FAX相談：FAX 0296-71-3870 毎日 24 時間
メール相談：7830@center.ibk.ed.jp 毎日 24 時間
来所相談：月曜～金曜（祝日を除く）8:30～20:00 電話 0296-78-3219
ただし、上記のいずれの相談も 12/29～1/3 を除く
所在地：笠間市平町 1410